健康福祉事業年報

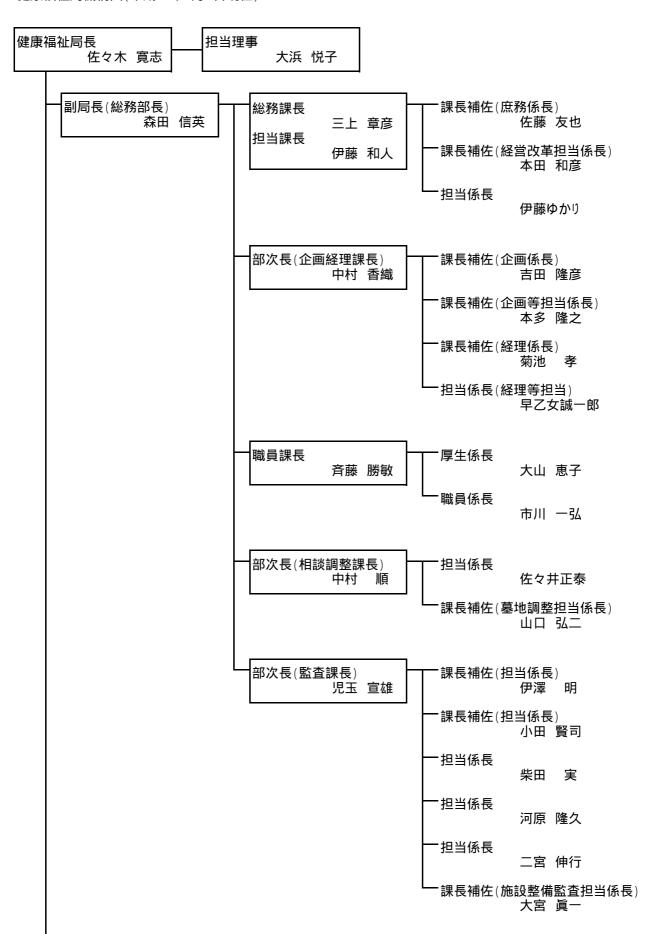
平成 18 年版

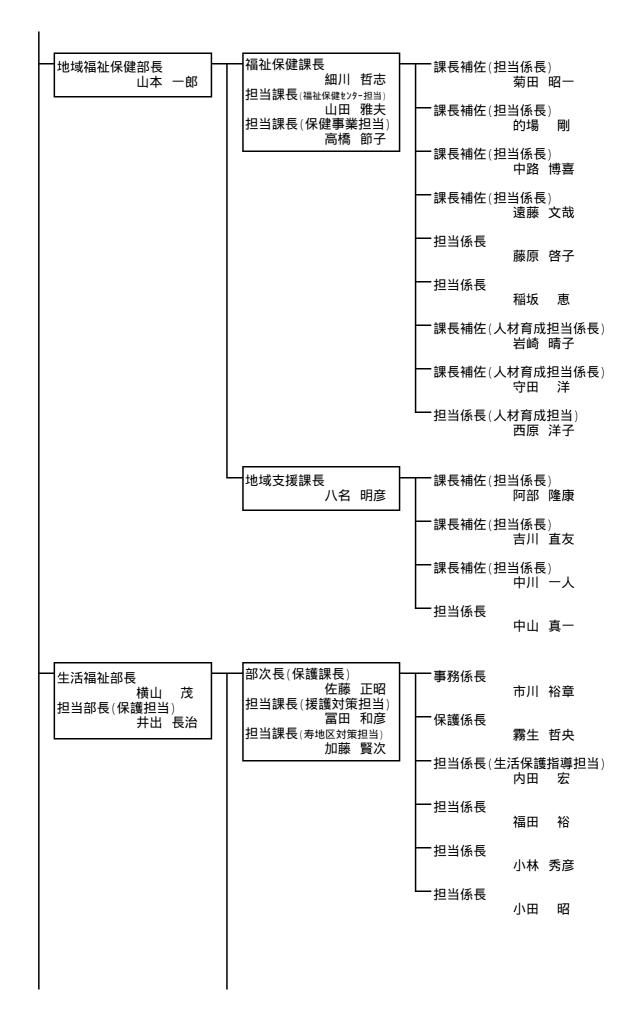
横浜市健康福祉局

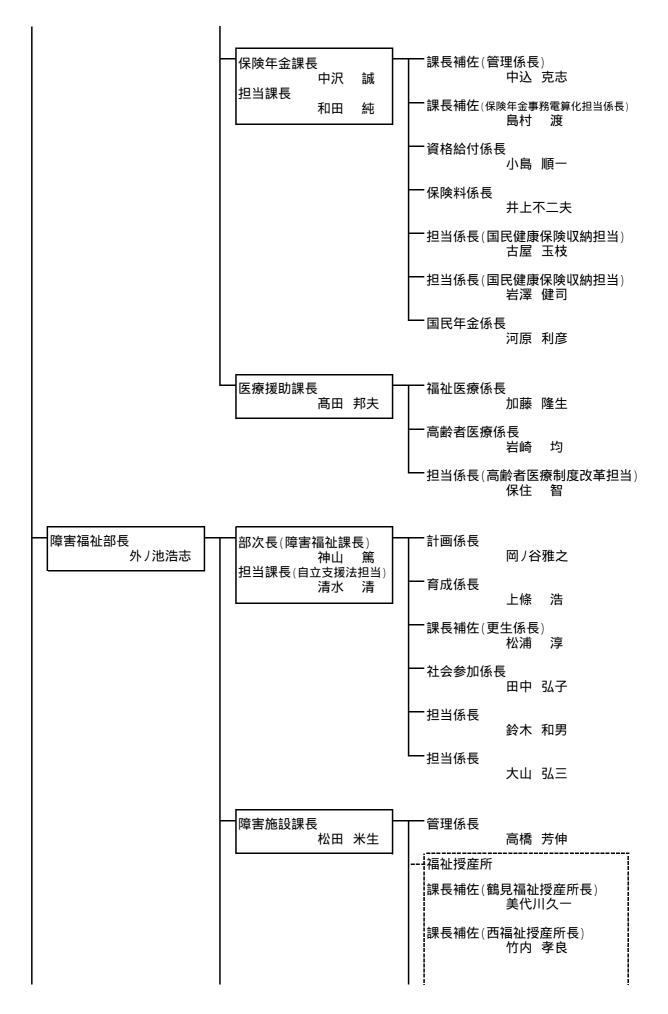
目 次

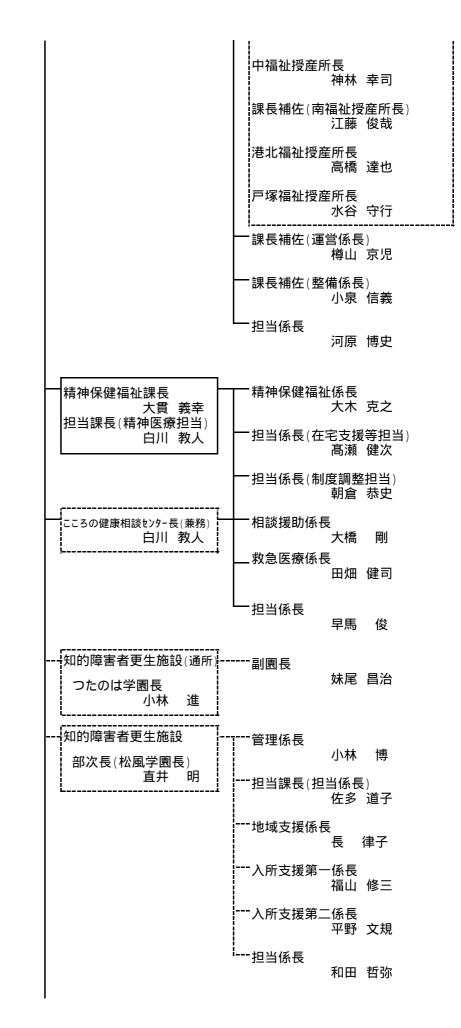
機		構		図	1
事	矜	i	分	掌	11
予	算	•	決	算	19
事				業	
	<福	祉	編 >		
	1	地垣	域福祉推	推進事業	23
	2	福祉	上のまち	ちづくり条例推進事業	≨ 31
	3	生活	5保護事	事業	41
	4	国目	《年金事	事業	51
	5	国目	民健康保	呆険事業	57
	6	医療	寮福祉 事	事業	69
	7	障害	害者福祉	止事業	77
	8	高歯	令者福祉	止事業	123
	9	介語	鸌保険事	事業	139
	10	その	つ他の福	畐祉事業	147
	< 衛	生	編 >		
	第1	章	健康で	づくり	157
	第 2	章	健康診	参 查	165
	第3	章	地域保	呆健	169
	第4	章	感染症	主対策	175
	第5	章	精神係	呆健福祉	181
	第6	章	食品律	新生	189
	第7	章	動物愛	受護管理	199
	第8	章	生活律	新生	205
	第 9	章	斎場、	墓地及び霊堂	219
	笙10	音	tht或原	医疹	221

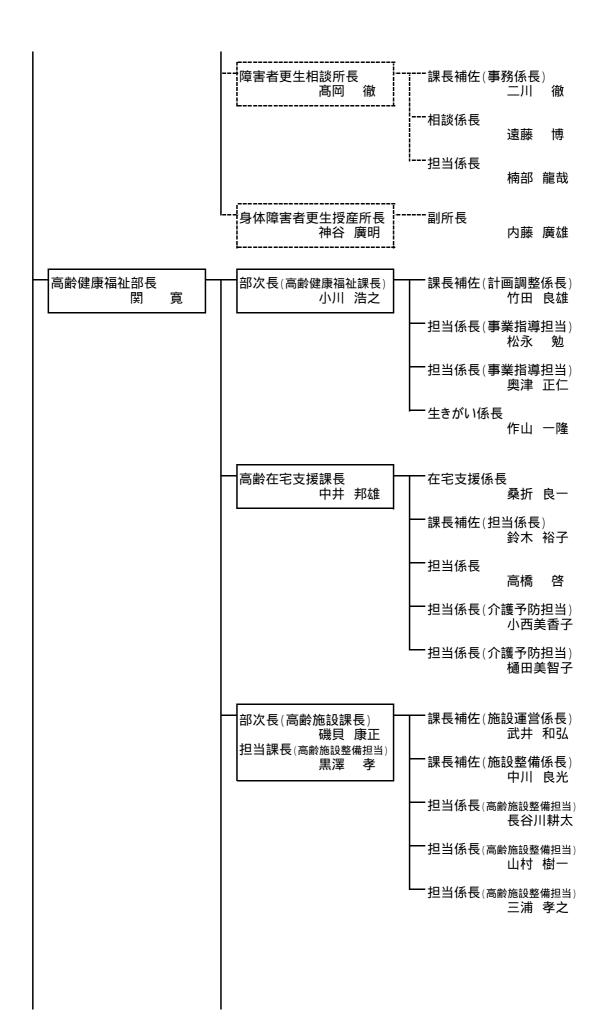
事業の内容は、原則として平成17年度決算に基づき作成されています。

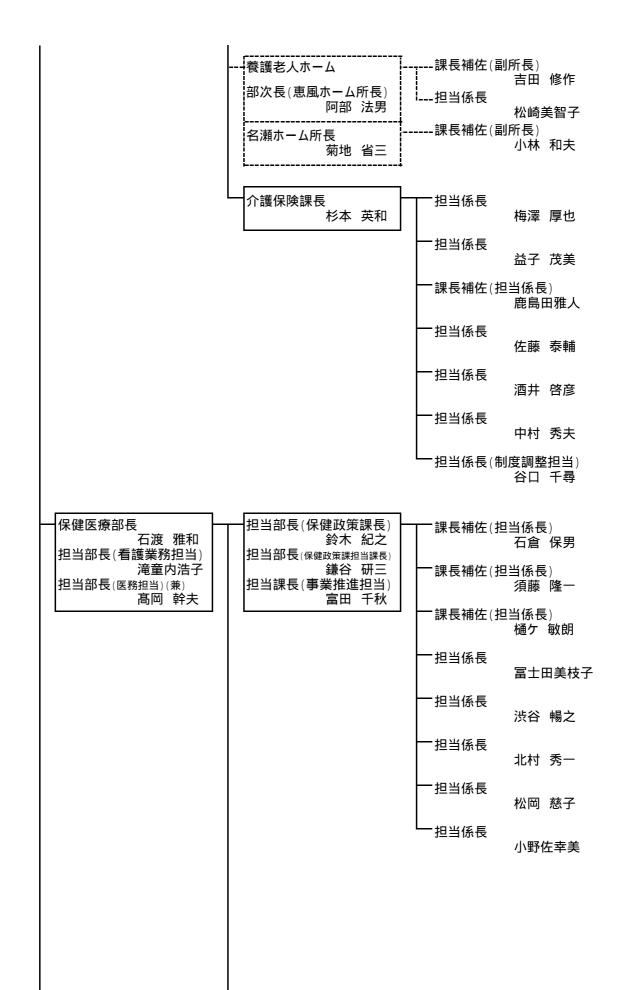


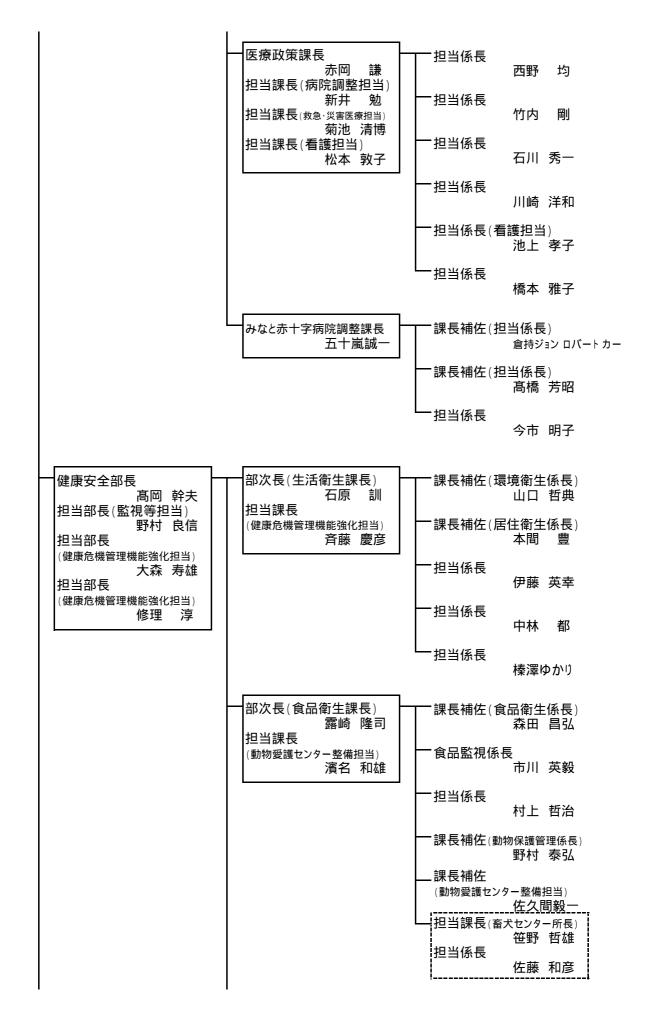


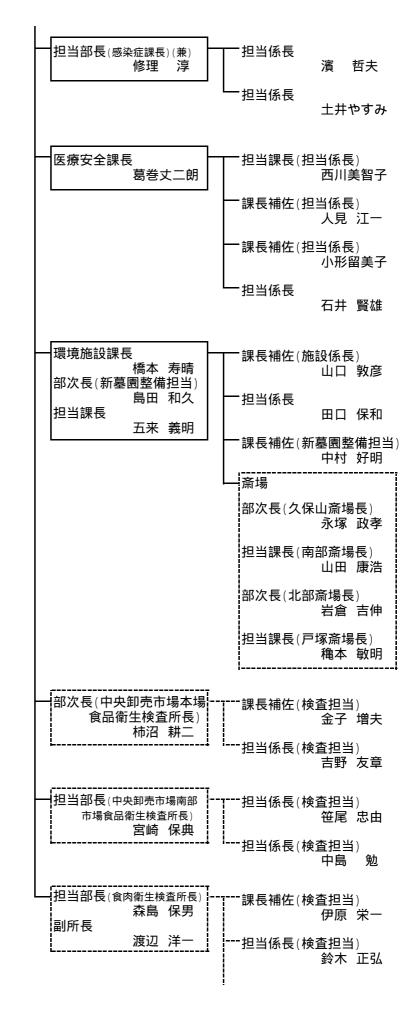


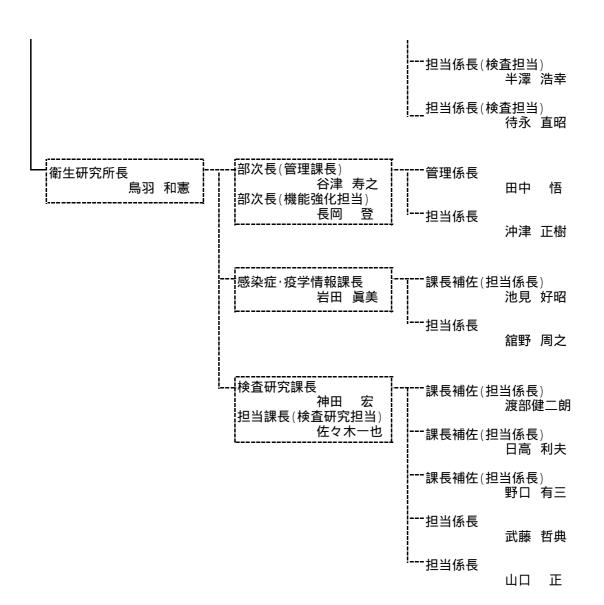












事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 他の部、課の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 局内の予算及び決算に関すること。
- (5) 局内の財産管理に関すること。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局青少年部企画 調整課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること。
- (7) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- (10) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。

- (11) 献血の推進等に関すること。
- (12) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (13) 災害救助に関すること。
- (14) その他地域福祉保健に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 保健活動推進員に関すること。
- (3) 地域福祉保健活動団体等への活動助成及び支援に関すること。
- (4) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (6) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (7) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業 (以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (7) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (9) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (11) 保護統計調査に関すること。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (13) 医療券等の審査に関すること。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (15) 被保護者の就労支援に関すること。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (19) 寿地区対策に関すること。
- (20) ホームレスの自立支援に関すること。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (22) 特別乗車券の交付に関すること(精神障害者福祉に係るものを除く。)。
- (23) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (24) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。) の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。

- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に 関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 老人保健医療事業に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。

障害福祉部

障害福祉課

- (1) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 身体障害者又は知的障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 障害者の福祉に係る社会福祉事業(身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設(以下この部中「障害者福祉施設」という。)に係るものを除く。以下この部中「障害者福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 知的障害者福祉法による援護及び更生に関すること。
- (7) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (9) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (10) 身体障害者福祉法による援護及び更生に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (11) 手話通訳の派遣に関すること。
- (12) 重度障害者タクシー料金の助成に関すること。
- (13) 身体障害者及び知的障害者の就業支援に関すること。
- (14) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (15) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (16) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (17) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (18) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (19) 支援費制度及び障害者自立支援法に関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (20) 支援費制度及び障害者自立支援法に係る事務 障害程度区分認定及び障害程度区分認定審査会の運営に係る事務を除く。) の企画及び運営に関すること。
- (21) 支援費及び障害者自立支援法に基づく給付費の支給の決定、変更及び取消しに係る事務(障害程度 区分認定及び障害程度区分認定審査会の運営に係る事務を除く。) の総合調整に関すること。
- (22) 居宅生活支援費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (23) 障害者自立支援法における基準該当事業者の登録に関すること。

- (24) 障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る審査及び支払に関すること(精神保健福祉課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (25) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び基準該当事業者への指導及び調整に関すること(精神保健福祉課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (26) 区役所における障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る事務の指導及び連絡調整に関すること(障害施設課及びこども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (27) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)。
- (28) 部内他の課の主管に属しないこと。

隨害施設課

- (1) 市立の障害者福祉施設、福祉授産所及び精神障害者社会復帰施設の企画及び設置並びに運営管理に 関すること。
- (2) 障害者更生相談所との連絡調整に関すること。
- (3) 障害者福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (4) 障害者福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (5) 障害者福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 施設訓練等支援費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (7) 身体障害者更生施設等、知的障害者更生施設等及び精神障害者社会復帰施設等の指導及び調整に関すること。
- (8) 区役所における施設訓練等支援費の支給に係る事務の指導及び連絡に関すること。
- (9) 私立の障害者福祉施設、福祉授産所、障害者地域活動ホーム及び精神障害者社会復帰施設の建設に 対する助成に関すること。
- (10) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (11) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。

精神保健福祉課

- (1) 精神障害者の社会復帰に関すること。
- (2) 精神障害者に係る障害者自立支援法に基づく給付費の支給に係る審査及び支払に関すること。
- (3) 精神障害者に係る指定事業者への指導及び調整に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (6) 横浜市精神保健福祉審議会及び横浜市精神医療審査会に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 精神障害者の医療費の公費負担に関すること。
- (9) 精神障害者の救急医療に関すること。
- (10) 精神科病院の実地指導に関すること。
- (11) 医療社会事業に関すること。
- (12) 精神障害者福祉に係る第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出並びに当該事業の指導及び 監督に関すること。
- (13) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに市町村整備計画に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令及び指定効力停止に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び 調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (6) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること(他の課の主管に属するものを除

<.) .

- (7) 老人クラブに関すること。
- (8) 老人福祉センター等に関すること。
- (9) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (10) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齡在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 介護予防拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (6) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び訪問看護ステーション事業者の支援及び育成に関すること。
- (7) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いずれも 予防給付に係るものを含む。) への指導及び調整に関すること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護(予防給付に係るものを含む。) 、地域密着型特定施設入居者生活介護 及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告、改善 命令及び指定効力停止に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号) に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 介護保険施設(介護老人福祉施設を除く。) の建設に対する助成に関すること。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (7) 介護保険制度の広報に関すること。
- (8) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (9) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (10) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (11) 国民健康保険団体連合会に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。

保健医療部

保健政策課

- (1) 保健施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進及び栄養改善に関すること。
- (3) 老人保健事業その他成人保健に関すること(高齢健康福祉部の主管に属するものを除く。)。

- (4) 歯科保健に関すること(母子保健に係るものを除く。)。
- (5) 原子爆弾被爆者の援護に関すること(生活福祉部の主管に属するものを除く。)。
- (6) 難病対策に関すること。
- (7) その他疾病対策に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (9) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (10) その他公害保健福祉に関すること。
- (11) 医療団体に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)。
- (12) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (13) 横浜市スポーツ医科学センターに関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 保健医療従事者の確保に関すること。
- (4) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (5) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。

みなと赤十字病院調整課

- (1) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること(医療政策課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 港湾病院の清算業務に関すること。

健康安全部

生活衛生課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。
- (3) 環境衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (4) 環境衛生関係営業の許可等に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)。
- (5) 環境衛生関係団体に関すること。
- (6) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (9) ねずみ族、昆虫等の防除に関すること。
- (10) 消毒に関すること(感染症課の主管に属するものを除く。)。
- (11) その他生活衛生に関すること。
- (12) 衛生研究所に関すること。
- (13) 部内他の課の主管に属しないこと。

食品衛生課

- (1) 食中毒の予防及び調査に関すること。
- (2) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (3) 食品衛生関係団体に関すること。
- (4) 食品等の検査に関すること。
- (5) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (6) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (7) 狂犬病予防に関すること。
- (8) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (9) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (10) その他食品衛生に関すること。
- (11) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

感染症課

- (1) 結核の予防、医療等に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市感染症診査協議会及び横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医事及び薬事に関すること(区役所福祉保健センター福祉保健課の分掌事務第 21 号に係るものを除く。)。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

予算・決算

1 平成17年度一般会計歳入決算状況

(単位:円)

											(十四:13)
	科		目	子 笛 珇 頞	予 算 現 額	調 定 額 (A)	収入済額(B)	差引 (A)-(B)	収入率 (%)	差引	の内訳
	17		П		广开坑识		1人/(/月 前((D)	至 11 (火)-(p)	(B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
分扫	担金加	及び	負担金	È	3,974,086,000	3,991,127,387	3,114,899,594	876,227,793	78.0	81,163,246	795,064,547
使用	用料 及		手数#	4	2,440,967,000	2,265,162,874	2,253,126,966	12,035,908	99.5	0	12,035,908
国	庫	支	出 🕏	È	91,508,388,000	88,207,184,486	88,207,184,486	0	100.0	0	0
県	支	Ŀ	ዜ ፏ	È	10,638,702,000	9,432,280,188	9,432,280,188	0	100.0	0	0
財	産	Ц	又 <i>)</i>	٨	56,364,000	52,501,579	52,501,579	0	100.0	0	0
寄		付	3	Ê	0	1,134,000	1,134,000	0	100.0	0	0
諸		収)	٨	4,283,185,000	4,241,297,850	4,009,478,618	231,819,232	94.5	13,004,014	218,815,218
市			債	責	6,302,000,000	5,924,903,500	5,924,903,500	0	100.0	0	0
1	合		計		119,203,692,000	114,115,591,864	112,995,508,931	1,120,082,933	99.0	94,167,260	1,025,915,673

2 平成17年度一般会計歳出決算額 (単位:円						
区分	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	執行率 (%)	差引	左の	内 訳
<u>Б</u>	丁 异 巩 积 (A)	文山 / A (D)	(%) (B)/(A)	(A)-(B)	繰 越 額	不 用 額
福 祉	費 203,567,543,769	197,991,034,190	97.3	5,576,509,579	2,585,102,000	2,991,407,579
社 会 福 祉	費 34,639,678,276	34,371,854,088	99.2	267,824,188	0	267,824,188
社 会 福 祉 総 務	費 27,478,788,276	27,354,611,371	99.5	124,176,905	0	124,176,905
社会福祉事業振興	費 3,521,469,000	3,489,771,316	99.1	31,697,684	0	31,697,684
国 民 年 金	費 134,851,000	106,354,411	78.9	28,496,589	0	28,496,589
地域ケアプラザ運営	費 3,504,570,000	3,421,116,990	97.6	83,453,010	0	83,453,010
児 童 家 庭 福 祉	隻 9,159,786,000	9,040,476,579	98.7	119,309,421	0	119,309,421
ひとり親家庭等医療	貴 1,615,796,000	1,547,528,391	95.8	68,267,609	0	68,267,609
小 児 医療	費 7,543,990,000	7,492,948,188	99.3	51,041,812	0	51,041,812
障 害 福 祉	費 42,459,783,210	41,284,646,320	97.2	1,175,136,890	0	1,175,136,890
障 害 者 措 置	費 11,994,398,674	11,467,231,583	95.6	527,167,091	0	527,167,091
障害者福祉	費 18,010,457,000	17,502,635,197	97.2	507,821,803	0	507,821,803
障害者手当	隻 2,792,021,000	2,781,569,983	99.6	10,451,017	0	10,451,017
重度障害者医療	隻 6,246,961,536	6,246,961,536	100.0	0	0	C
障害者福祉施設運営	費 702,969,000	678,296,951	96.5	24,672,049	0	24,672,049
リハヒ リテーションセンター等運営	隻 2,712,976,000	2,607,951,070	96.1	105,024,930	0	105,024,930
老人福祉	費 10,205,586,000	9,762,938,479	95.7	442,647,521	0	442,647,521
老人措置	隻 1,977,991,089	1,977,991,089	100.0	0	0	C
老人福祉	隻 7,575,393,000	7,141,168,388	94.3	434,224,612	0	434,224,612
老人福祉施設運営	隻 652,201,911	643,779,002	98.7	8,422,909	0	8,422,909
生 活 援 護	隻 91,891,883,000	90,907,030,145	98.9	984,852,855	0	984,852,855
生 活 保 護	隻 90,306,786,000	89,337,971,834	98.9	968,814,166	0	968,814,166
援護対策	隻 1,585,097,000	1,569,058,311	99.0	16,038,689	0	
	貴 15,210,827,283	12,624,088,579	83.0	2,586,738,704	2,585,102,000	1,636,704
社 会 福 祉 施 設 整 備	費 15,210,827,283	12,624,088,579	83.0	2,586,738,704	2,585,102,000	1,636,704
	隻 37,422,578,000	37,079,706,986	99.1	342,871,014	37,538,650	305,332,364
公 衆 衛 生	費 33,594,319,000	33,296,183,721	99.1	298,135,279	13,595,650	284,539,629
衛 生 総 務	費 10,020,544,942	9,979,232,654	99.6	41,312,288	0	41,312,288
予防	費 3,165,808,357	3,165,808,357	100.0	0	0	C
	隻 4,445,678,843	4,278,209,061	96.2	167,469,782	0	167,469,782
健康づくり	費 348,343,000	341,374,038	98.0	6,968,962	0	6,968,962
精神保健福祉	費 7,176,086,858	7,176,086,858	100.0	0	0	C
	隻 7,287,587,000	7,273,991,350	99.8	13,595,650	13,595,650	0
地域保健推進	隻 1,150,270,000	1,081,481,403	94.0	68,788,597	0	68,788,597
環 境 衛 生	費 3,828,259,000	3,783,523,265	98.8	44,735,735	23,943,000	20,792,735
食 品 衛 生	貴 119,505,000	117,558,215	98.4	1,946,785	0	1,946,785
衛 生 研 究 所	貴 137,067,337	137,067,337	100.0	0	0	C
食 肉 衛 生 検 査 所	費 125,813,000	115,756,405	92.0	10,056,595	0	10,056,595
環 境 衛 生 指 導	貴 107,857,663	99,069,115	91.9	8,788,548	0	8,788,548
葬務	隻 2,901,507,000	2,901,506,284	100.0	716	0	716
動 物 保 護 指 導	費 436,509,000	412,565,909	94.5	23,943,091	23,943,000	91
環 境 保 全	費 825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
公 害 対 策	費 825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
公害健康被害補償事業	費 825,815,000	734,801,342	89.0	91,013,658	0	91,013,658
諸 支 出	金 86,392,209,000	86,337,970,963	99.9	54,238,037	0	54,238,037
特別会計繰出	金 86,380,187,000	86,336,810,904	99.9	43,376,096	0	43,376,096
国民健康保険事業費会計繰出	金 34,347,906,000	34,347,906,000	100.0	0	0	0
老人保健医療事業費会計繰出	金 13,840,691,000	13,840,691,000	100.0	0	0	0
介護保険事業費会計繰出	金 20,549,630,000	20,527,558,000	99.9	22,072,000	0	22,072,000
公害被害者救済事業費会計繰出	金 18,936,000	17,841,380	94.2	1,094,620	0	1,094,620
病院事業会計繰出	金 8,515,912,000	8,495,702,524	99.8	20,209,476	0	20,209,476
水道事業会計繰出	金 1,249,932,000	1,249,932,000	100.0	0	0	0
自動車事業会計繰出	金 6,099,383,000	6,099,383,000	100.0	0	0	
高速鉄道事業会計繰出	金 1,757,797,000	1,757,797,000	100.0	0	0	
特別会計貸付	金 12,022,000	1,160,059	9.6	10,861,941	0	10,861,941
新墓園事業費会計貸付	金 12,022,000	1,160,059	9.6	10,861,941	0	10,861,941
歳 出 合	328,208,145,769	322,143,513,481	98.2	6,064,632,288	2,622,640,650	3,441,991,638

3 平成17年度特別会計決算額

(単位:円)

	歳入歳出予算現額	収入済額	支 出 済 額	収入支出差引
				過 不足額
国民健康保険事業費会計	273,955,703,000	264,748,307,441	260,079,093,285	4,669,214,156
老人保健医療事業費会計	213,662,485,000	209,023,505,051	208,941,069,081	82,435,970
介護保険事業費会計	137,279,503,000	137,220,059,458	134,914,907,404	2,305,152,054
公害被害者救済事業費会計	39,341,000	47,719,655	31,354,070	16,365,585
新墓園事業費会計	1,152,022,000	842,160,059	842,160,059	0

収入支出差引残額は、翌年度繰越